

かごしまの食，農業及び農村に関する
年 次 報 告 書

令和 6 年 9 月

鹿 児 島 県

はじめに

本県の農業は、温暖な気候や、南北6百キロメートルに及ぶ広大な県土などを生かして、黒毛和牛や黒豚、お茶、さつまいもなど、多様な農畜産物が生産され、日本の食料供給基地として重要な役割を果たしております。

しかし一方では、ウクライナ情勢や円安等により、燃料・肥料・飼料などの生産資材価格が高止まりしており、農業生産の現場では、多くの生産者が厳しい状況に直面しております。

このような中、本県の基幹産業である農業を持続的に発展させていくため、県では、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」に基づき、担い手となる大規模経営体や後継者の確保・育成、6次産業化による付加価値向上、積極的なトップセールスを通じたブランド化推進・販路拡大、農畜産物の輸出拡大、アンテナショップやウェブサイトを活用した情報発信など、生産・加工・流通・消費に至る施策を一体的に展開しております。

本年度の「かごしまの食，農業及び農村に関する年次報告書」では、以上のような観点から、直近1年間の「食，農業及び農村の動向」並びに令和5年度の「食，農業及び農村の振興に関する施策及びその成果」を取りまとめました。

本報告書が、本県の食，農業及び農村に対する皆様の理解を深めていただく一助となれば幸いです。

この報告は、かごしま食と農の県民条例第19条の規定に基づくものである。
かごしま食と農の県民条例（抄）
（施策の実施状況の報告等）

第19条 知事は、毎年、県議会に食，農業及び農村の動向並びに食，農業及び農村の振興に関して実施した施策及びその成果に関する報告書を提出するとともに、これを公表しなければならない。

目 次

第 1 かごしまの食，農業及び農村の動向

1	食料・農業・農村基本法の改正等について	6
2	食料安全保障の確保について.....	8
3	環境への負荷の低減の促進について.....	10
4	担い手の確保・育成について.....	12
5	県産農畜産物の付加価値の向上について.....	15
6	県産農畜産物の輸出拡大について.....	24
7	スマート農業の推進について.....	29
8	家畜防疫対策について.....	33
9	サツマイモ基腐病の防除対策について.....	37
11	荒廃農地対策について.....	44

第2 かごしまの食，農業及び農村の振興に関して実施した 施策及びその成果

1	県民の農業及び農村に対する理解促進	48
2	食及び農業生産の動向	48
3	食育及び地産地消	50
4	安全で安心な農畜産物の安定供給	51
5	担い手確保・育成	53
6	農地利用，基盤整備	55
7	生産振興，販売・流通等	56
8	生産性向上	68
9	農業災害防止等	71
10	農村振興	72
	〔参考資料〕 主要指標統計資料	75